イ　施行規則第２条に掲げる科目
①　保健医療分野に関する理論と支援の展開
②　福祉分野に関する理論と支援の展開
③　教育分野に関する理論と支援の展開
④　司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
⑤　産業・労働分野に関する理論と支援の展開
⑥　心理的アセスメントに関する理論と実践
⑦　心理支援に関する理論と実践
⑧　家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
⑨　心の健康教育に関する理論と実践
⑩　心理実践実習（実習の時間が450時間以上のものに限る。）

⑵　学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第４条第２項に定める者であって、施行規則第５条で定める施設において２年以上法第２条第１号から第３号までに掲げる行為の業務に従事したもの（令和９年３月31日までに２年以上従事する見込みの者を含む。）

なお、当該必要な科目は⑴のアに掲げる科目と同様である。

⑶　文部科学大臣及び厚生労働大臣が⑴及び⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者（令和９年３月31日までに有する見込みであると認定した者を含む。）

⑷　平成29年９月15日より前に学校教育法に基づく大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めたもの

なお、当該必要な科目（施行規則附則第２条に掲げる科目）は次のとおりである。

ア　保健医療分野に関する理論と支援の展開
イ　次に掲げる科目のうち２科目
①　福祉分野に関する理論と支援の展開
②　教育分野に関する理論と支援の展開
③　司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
④　産業・労働分野に関する理論と支援の展開
ウ　次に掲げる科目のうち２科目
①　心理的アセスメントに関する理論と実践
②　心理支援に関する理論と実践
③　家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
④　心の健康教育に関する理論と実践
エ　心理実践実習

⑸　平成29年９月15日より前に学校教育法に基づく大学院に入学した者であって、平成29年９月15日以後に心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて当該大学院の課程を修了したもの

なお、当該必要な科目は⑷に掲げる科目と同様である。

⑹　平成29年９月15日より前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則附則第４条に定める者であって、平成29年９月15日以後に同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めてその課程を修了したもの（令和９年３月31日までに修了する見込みの者を含む。）

なお、大学での当該必要な科目（施行規則附則第３条に掲げる科目）は次のとおりであり、また、大学院での当該必要な科目は⑴のイに掲げる科目と同様である。

ア　次に掲げる科目のうち３科目
①　心理学概論
②　臨床心理学概論
③　心理学研究法
④　心理学統計法
⑤　心理学実験
イ　次に掲げる科目のうち４科目
①　知覚・認知心理学
②　学習・言語心理学
③　感情・人格心理学
④　神経・生理心理学
⑤　社会・集団・家族心理学
⑥　発達心理学
⑦　障害者・障害児心理学
ウ　次に掲げる科目のうち２科目
①　心理的アセスメント
②　心理学的支援法
③　心理演習
④　心理実習
エ　次に掲げる科目のうち２科目
①　健康・医療心理学
②　福祉心理学
③　教育・学校心理学
④　司法・犯罪心理学
⑤　産業・組織心理学
オ　次に掲げる科目（エの２科目のうち１科目が①である場合にあっては、②又は③に掲げる科目）のうち１科目
①　健康・医療心理学
②　人体の構造と機能及び疾病
③　精神疾患とその治療

⑺　平成29年９月15日より前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則附則第４条に定める者であって、施行規則第５条で定める施設において２年以上法第２条第１号から第３号までに掲げる行為の業務に従事したもの（令和９年３月31日までに２年以上従事する見込みの者を含む。）

なお、当該必要な科目は⑹に掲げる科目と同様である。

６　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　全ての受験者が提出する書類等
①　受験申込書　施行規則様式第１により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。
②　写真　脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの（パスポート（旅券）サイズ）とすること。

イ　５の⑴又は⑹に該当する者が提出する書類　卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）、修了証明書及び科目履修証明書（＊）

（＊）見込受験においては、「修了（見込）証明書・科目履修（見込）証明書」

なお、「修了（見込）証明書・科目履修（見込）証明書」を提出した者にあっては、センターの指定する期間に、「修了証明書・科目履修証明書」を提出すること。

ウ　５の⑵又は⑺に該当する者が提出する書類　卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）、科目履修証明書及びプログラム修了証明書又はプログラム修了証（＊）

（＊）見込受験においては、「プログラム修了（見込）証明書」又は「プログラム修了（見込）証」

なお、「プログラム修了（見込）証明書」又は「プログラム修了（見込）証」を提出した者にあっては、センターの指定する期間に、「プログラム修了証明書」又は「プログラム修了証」を提出すること。

エ　５の⑶に該当する者が提出する書類　公認心理師試験受験資格認定書の写し又は公認心理師試験受験資格認定証明書（＊）

（＊）見込受験においては、「公認心理師試験受験資格認定（見込）書の写し」又は「公認心理師試験受験資格認定（見込）証明書」

なお、「公認心理師試験受験資格認定（見込）書の写し」又は「公認心理師試験受験資格認定（見込）証明書」を提出した者にあっては、センターの指定する期間に、「公認心理師試験受験資格認定書の写し」又は「公認心理師試験受験資格認定証明書」を提出すること。

オ　５の⑷又は⑸に該当する者が提出する書類　修了証明書及び科目履修証明書

カ　過去の公認心理師試験において、５の⑴～⑺に該当する者として受験票の交付を受けた者（「修了（見込）証明書・科目履修（見込）証明書」、「プログラム修了（見込）証明書」、「プログラム修了（見込）証」、「公認心理師試験受験資格認定（見込）書の写し」、「公認心理師試験受験資格認定（見込）証明書」の提出により当該受験票の交付を受けた者であって、「修了証明書・科目履修証明書」、「プログラム修了証明書」、「プログラム修了証」、「公認心理師試験受験資格認定書の写し」、「公認心理師試験受験資格認定証明書」を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票又は公認心理師試験結果通知書の提出をもって、イからオまでに掲げる書類の提出に代えることができる。

⑵　受験申込書類の受付期間、提出場所等

ア　受験申込書類の受付期間は、令和８年12月１日（火曜日）から令和８年12月25日（金曜日）（消印有効）である。６の⑴のアに掲げる書類等については、センターのホームページ上のシステムより電子申請するものとし、６の⑴のイからカに掲げる書類等については、受験申込書類の受付期間に簡易書留郵便により提出先に提出されたものに限り受け付ける。

イ　受験申込書類を受理した後は、当該書類の返還及び受験希望地の変更は認めない。

なお、希望した受験希望地にならない場合がある。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、28,700円とし、センターの指定する方法により収納するものとし、原則としてクレジットカードを使用する方法により収納するものとする。この場合において、受験手数料の納付に要する費用は、受験申込者の負担とする。

イ　受験申込書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。